

関係機関の支援制度

④ 交通事故で利用できる支援制度

制 度	内 容	問合せ先
自動車保険 制度	＜自動車損害賠償責任保険＞ (自賠責保険) 自動車の持ち主等が加入を義務づけられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。 請求は加害者からだけでなく被害にあわれた方からも事故を起こした自動車が契約している保険会社などにできます。	相手の保険会社
	＜任意保険＞ 自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険です。被害にあわれた方などからも請求できます。保険会社等へお問い合わせください。	各自の保険会社 相手の保険会社

MEMO :
